ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(案)

本市では、全ての市民が人と人との豊かなつながりの中で、日々安心して暮らすことができ、生涯にわたり充実した生活を送ることができる市民社会の根幹は「人権」であるとの基本理念に立ち、「人権の尊重と共生社会づくり」をまちづくりの基本と位置付け市政を推進してきた。さらに、平成21年6月には、国籍や民族などの違いを越えて、全ての市民が互いの文化や多様な価値観を認めあいながら、ともに地域で安心して暮らすことができる多文化共生社会を早急に実現するべく、多文化共生推進基本方針を制定し取組を進めてきた。

ところが、近年においては一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が、社会的に問題となっていることに、大変憂慮している。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もある。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつ、ヘイトスピーチ対策について、 法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 総務大臣 法務大臣 外務大臣 国家公安委員長 警察庁長官

兵庫県三田市議会